

一時保育のしおり

一時保育とは、保護者などのパート就労や疾病等により一時的に家庭保育が困難となる児童を保育園において保育する制度です。

《内容について》

1. 保育内容について

(1) 非定期的保育について

保護者のパート就労などにより、家庭における保育が継続的に困難となる児童を保育します。

(2) 緊急保育とは

保護者の疾病・入院・冠婚葬祭などにより、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育します。

(3) 私的理由による保育は

保護者の私的理由により、保育を必要とする児童を保育します。

2. 対象児童について

対象児童は、町内に住居する就学前児童です。(ただし、里帰り出産・母親の病気・冠婚葬祭の場合、緊急保育のみ町内になくても対象になります。)

(1) 非定型的保育の対象は

保護者の労働、職業訓練、就学などにより、家庭保育が継続的に困難となる児童で、週3日を限度としてお預かりします。

(2) 緊急保育の対象児童は

保護者の疾病、出産、災害、事故、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難になる児童で14日を限度としてお預かりします。

(3) 私的理由になる保育の対象児童は

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため等、私的事由により保育を必要とする児童で月一日を限度としてお預かりします。

3. 保育時間について

(1) 午前8時から午後5時までです。

(2) 土日、祝日及び年末年始(12月31日～1月5日)はお休みです。

(3) その他災害、伝染病の発生などの非常の時は休園します。

4. 給食について

(1) 児童は完全給食とおやつです。

5. 安全管理について

保育園では、児童の送り迎えはいたしませんので、保護者の方が責任を持って行って下さい。

6. 保育料について

// 3、4、5歳児 1,500円

// 0、1、2歳児 2,000円

(町外は3歳児以上 2,500円 0、1、2歳児 3,000円)

なお、保護者が母子(父子)家庭、生活保護家庭、障害児5級以上の場合は、下表のとおりとする。

三種町在住	無料
三種町外在住	1,000円

《利用について》

1. 非定型的な保育利用について

(1) 「一時保育申込書」に必要事項を記入し、児童の「健康診断書」を添えて、1週間前までに保育園へ提出して下さい。

(2) 「一時保育申込書」の有効期限は、3月末日までの最長1年間ですので、更新される方は再申請して下さい。

(3) 勤務先の変更などにより「一時保育申込書」の内容が変わるときは、1週間前に連絡して下さい。

(4) 利用人員については、利用を制限することがあります。

(5) 勤務証明書等を提出していただきます。

2. 緊急保育利用について

申込手続きは、非定型的保育と同じですが、場合によっては事後処理になるとしても受け付けます。また、そうした際には、保育園へご連絡下さい。

3. 私的理由による保育の利用について

申請手続きは非定型的保育と同じですが、非定型的保育・緊急保育の利用者が多い時は、受け入れができない場合もあります。

【問い合わせ先】

一時保育の具体的なご相談は

【鶴川保育園】

〒018-2401

三種町鶴川字上谷地26-2

TEL 0185-85-3670

FAX 0185-74-5630

【浜口保育園】【子育て支援センター】

〒018-2407

三種町浜田字福沢12-4

TEL 0185-72-1012

(子) 0185-72-1001

FAX 0185-72-1013